

NISA 口座を開設いただいているお客様へ

永和信用金庫

## NISA（一般 NISA）の非課税期間満了に伴うロールオーバー等のご案内について

平素は私ども永和信用金庫を格別にお引き立て賜り誠にありがとうございます。

さて、従来からお客様にご利用いただいております NISA（一般 NISA）の非課税期間は最長5年とされており、2015 年中に NISA 口座で購入された投資信託の非課税期間は 2019 年末をもって満了いたします。

当金庫の NISA 口座で 2015 年中に購入された投資信託について、2020 年以降も引き続き同口座での保有を希望される場合は、事前に「ロールオーバー」の手続き（2020 年分の非課税管理勘定（一般 NISA の勘定）を設定して移管する手続き）をしていただくことで、さらに5年間非課税投資を継続していただくことができます。

なお、「ロールオーバー」の手続きをされなかった場合には、当該投資信託は課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、特定口座未開設の場合は一般口座）に自動的に移管されます。つきましては、「ロールオーバー」の手続きを含む非課税期間満了時の取扱いについて、以下のとおりご案内いたします。

### ① 「ロールオーバー」を希望される場合

当金庫所定のお手続きが必要となります。お手続きの詳細については、改めてご案内いたします。なお、「ロールオーバー」を希望される場合には、当金庫の NISA 口座に 2020 年の勘定として「非課税管理勘定（一般 NISA の勘定）」を設定する必要があります。そのため、2020 年の勘定として「累積投資勘定（つみたて NISA の勘定）」が設定されることとなっている場合、または金融機関変更をされて、2020 年の勘定が当金庫以外の金融機関に設定されることとなっている場合には、2020 年に当金庫の NISA 口座に「非課税管理勘定」を設定する手続きも併せて行っていただかなければ「ロールオーバー」を行うことができません。

### ② 2020 年以降、当金庫の課税口座で保有することを希望される場合

特段、お手続きいただくことなく、当金庫に特定口座を開設されている場合は特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座に移管されます。

この場合、移管後の分配金、譲渡益等については課税されます。

※当金庫に特定口座を開設されているお客様が、一般口座への移管を希望される場合には、別途お手続きが必要となります。お手続きの詳細については、改めてご案内いたします。

本件に関するご質問、ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店または次の連絡先までお問い合わせください。今後とも、永和信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

ご照会・ご連絡先

永和信用金庫 事務部

TEL:06-6633-1186(平日 9:00~17:00)